

公明党

【公明党】大阪私学教職員組合アンケート回答

質問 1

公明党は、私立高校の授業料無償化における所得制限の撤廃を強く支持しており、全国的な制度としての実現を目指しています。これまで段階的に支援対象を拡大してきましたが、「すべての子どもに平等な学びの機会を」という理念のもと、所得に関係なく支援を受けられる制度の構築を推進しています。

2026年度からは、私立高校の授業料に対する支援金の所得制限を撤廃し、支援額の上限を年間45万7000円（私立高校の全国平均授業料）に引き上げる方針が、自民・公明・維新の3党協議で合意されました。これにより、すべての世帯が支援対象となり、経済的な理由で進路を制限されることがない社会を目指しています。

また、公明党は授業料以外の教育費（教材費や修学旅行費など）への支援拡充にも取り組んでおり、中間所得層への奨学給付金の拡大も検討しています。

質問 2

大阪府が導入している私立高校授業料無償化の「キャップ制」について、公明党は制度の継続と拡充を求める立場を取っています。

公明党大阪府議団は、2009年からのこの制度の導入と拡充を府に要望してきました。ただし、このキャップ制に対して、私立高校側から「経営への負担が大きい」「特色ある教育が難しくなる」といった懸念の声も上がっています。それに対して公明党は、制度の持続可能性を確保するために、私学への経常費補助の拡充なども併せて提案しています。

質問 3

公明党は、私立学校への経常費助成金の拡充を強く支持しており、「公私間の教育費格差をなくす」ことを重要な政策目標としています。

具体的には、私立高校や私立大学が安定して教育活動を行えるよう、教職員の人件費や光熱費などの日常的な運営費（経常費）への公的支援を拡充するよう政府に働きかけています。特に、物価高騰や少子化の影響で私学の経営が厳しさを増す中、公明党は「教育の質を維持しつつ、家庭の負担を軽減するためには、経常費助成の強化が不可欠」であると考えています。

また、2024年には「教育費負担の公私間格差をなくす等の私学助成署名」活動にも賛同し、私学助成の増額や就学支援金制度の拡充を求める声を国会に届けるなど、現場の声を政策に反映させる取り組みも行っています。

公明党は経常費助成を「教育の公平性を支える柱」と位置づけ、私学の持続可能な運営と教

育の質の確保を両立させるために、制度の充実を目指しています。

質問 4

大阪府が採用しているバーヘッド配分方式について、公明党は制度の透明性や公平性を重視しつつ、教育の質を確保できるよう改善を求めています。

この方式は一定の合理性がある一方で、少人数学級や特色ある教育を行う学校が不利になるという指摘もあります。実際、教育現場からは「教職員の正規雇用が進まない」「施設整備が難しい」といった声が上がっており、教育条件の改善につなぐにいくという課題が浮き彫りになっています。

こうした現状を踏まえ、公明党大阪府本部や府議団は、教育条件の向上に資する柔軟な配分方式への見直しや、私学への経常費助成の拡充を訴えています。特に、教育の多様性や生徒の学びの質を守るためには、単なる人数ベースではなく、学校の教育内容や運営実態を反映した支援が必要であると考えています。

公明党は「バーヘッド方式の限界を認識しつつ、持続可能で公平な教育支援制度への転換」を目指しています。

質問 5

公明党は、大阪の私立高校における入学金補助制度の拡充と継続に積極的な立場を取っています。特に、家庭の経済状況にかかわらず、子どもたちが希望する進路を選ぶようにするため、入学時の経済的負担を軽減する支援策を重視しています。

大阪府では、授業料の無償化に加えて、低所得世帯を中心に教材費や入学金などの教育費を支援する「奨学のための給付金」として実施されています。

公明党大阪府議団はこの制度の創設・拡充に深く関わってきました。また、低所得世帯や多子世帯への重点的な支援を求めるとともに、制度の周知徹底や申請手続きの簡素化にも取り組んでいます。

公明党はこの入学金補助を、「教育の機会均等を保障するための重要な柱」と位置づけおり、今後も物価高騰や少子化の影響を踏まえた制度の見直し・強化を訴えていく考えです。

社民党

質問事項	回 答
1. 私立高校（全日制・定時制・通信制）の授業料無償化について、所得制限をなくし、すべての生徒の授業料無償化を求めています。所得制限撤廃についてのお考えをおきかせください。	私立高校（全日制・定時制・通信制）の授業料無償化について、所得制限をなくすことは普遍主義に立脚しており、合理性があると考えます。 当然、金持ち優遇という批判があり、財政的な負担を考えると所得制限が必要という議論があります。これについては、所得税の累進制度を緩和してきたという問題があり、子どもたちに責任があるものではありません。無償化を受けている子とそうでない子を作り出す問題が大きいと考えます。
2. 大阪では、私立高校の授業料無償化の一方で、「キャップ制」として63万円を超える分を学校法人の負担としています。「キャップ制」についてのお考えをおきかせください。	「キャップ制」について、大阪府の財政負担に限界がある中で、私立高校側に負担させ、生徒側に負担させないように見えます。 しかし、学校運営費は生徒1人当たりでみると、公立高校が上回っており、私立高校がなべて裕福とは言いがたい。「キャップ制」によって、別の形で生徒側の負担が発生することになるのは必然と考えます。 そもそも、教育にかかる公費が少なく、地方自治体が財政負担を回避する結果となっていると考えます。
3. 私学の経常費助成金について、文科省の予算は5万9千円のままです。	教育にかかる公費が少なく、特に国の責任は重大であると考えます。

私学への経常費助成金についてのお考えをおきかせください。	当然、引き上げは必要であり、教育支出の対GDP比で2.8%に過ぎないのは問題です。 少なくとも、OECD平均の4.1%はもちろん、GDP5%水準程度まで確保する必要があります。
4. 大阪の経常費補助金の配分基準は、生徒数頭割りのパーヘッドです。パーヘッド配分方式についての考えをおきかせください。	パーヘッド配分方式については、透明性があるとかの主張はあります。 しかし、大阪は政策的に競争基盤の整備という方針があり、それに基づいて、この配分方式が採用されていると思われます。 生徒数を増やせばいいという問題ではなく、学校の規模、一クラスの生徒数を引き下げるとか、多くの指標によって決定していくべきで、競争を激化させるような方式を採用すべきでないと考えます。
5. 大阪では、入学金の補助制度がありません。入学金を値上げた学園が続出しています。入学金補助についてのお考えをおきかせください。	授業料の無償化が、高校教育の無償化のように思われています。国際的な動向から考えると、高校教育の義務化、無償化ということも視野に入れて、教育費負担を軽減していくべきです。授業料だけでなく、入学金や施設整備等の数多くの負担について、国会等で議論を深めて、負担軽減を進めていくべきです。 また、朝鮮学校を無償化から排除するという政治的な思惑を教育の場に持ち込むべきではありません。 さらに、高等教育の無償化の努力義務を負っています。2012年に社会権規約13条2項Cを批准

	しています。 教育の無償化は経済的な側面だけでなく、憲法が謳う教育の機会均等の保障、社会全体の多面的な利益に資するものです。
--	--

日本共産党

子どもたちの学ぶ権利の保障と学校園で働く人の労働環境の改善のために日々努力されていますことに敬意を表します。

6月19日付で頂いた公開質問状に対して、次のとおり回答いたします。

1. 私立高校（全日制・定時制・通信制）の授業料無償化について、所得制限をなくし、全ての生徒の授業料無償化を求めています。

回答

日本共産党は、私立を含め所得制限のない高校授業料無償化を実施することをめざしています。

自公維「3党合意」による、収入要件の撤廃、私立高校授業料補助の上限45万7000円(平均授業料)引き上げは、「高校無償化」を前に進めるものです。それをふまえ、①入学金、施設整備費も無償化の対象とすること、②国の高校生への給付制奨学金を通学費や生活費まで保障するよう拡充することを求めます。

2. 大阪では、私立高校の授業料無償化の一方で、「キヤップ制」として63万円を越える分を学校法人の負担としています。

回答

「キヤップ制」によって、私立高校の負担が増え、授業料収入が減ることになります。パーヘッド配分方針による経常費助成金の削減と相まって私立高校の財政状況を悪化させるものです。国の私学への助成金を増やすことによって「キヤップ制」を解消すべきです。また、「授業料無償化」と言っても、初年度には入学金や制服などの経費(数十万円)を負担しなくてはなりませんし、私立高校の財政状況の悪化が入学金の値上げにつながり無償化の方向から遠ざかっています。

3. 私学の経常費助成金について、文科省の予算は5万9千円のままです。

回答

生徒一人当たりの財政支出を比べると、私立高校は公立高校のたった約3分の1です。しかも、この数字は人件費など経常支出に関する比較です。私立学校の校舎や施設には基本的に公的支援がないことを考えると、実際の公私間格差はこれ以上です。私学も公教育であり、ヨーロッパのように、大半の経費を公費でまかなうべきです。現在の経常費への2分の1助成を早期に実現するとともに、校舎などへの助成を実現させ、私学助成を抜本的に拡充します。

4. 大阪の経常費補助金の配分基準は、生徒数頭割りのパーヘッドです。パーヘッド配分方式について

回答 ※ 中央の政策になし

パーヘッド配分方針を撤廃し、経常費助成予算を増額するとともに、各私立高校の規模や実態にもとづいた経常費助成制度に変更すべきです。パーヘッド配分方式への変更によって、生徒を多く獲得しなければ学校の経営が困難になる実態が作られました。その結果、私立の間での生徒獲得競争が激化するとともに、大阪府立学校条例で入学希望者が三年連続して定員に満たない府立高校が統廃合されるため、公立・私立でも生徒獲得で競争を強いられています。また、私立高校が生徒数を確保できなければ経営が困難となる一方で募集定数を大幅にオーバーして受入れ、教育条件が悪化する弊害も起っています。

「競争主義」を改め、ゆとりをもって学べる学校の環境づくりが求められています。

5. 大阪では、入学金の補助制度がありません。入学金を値上げした学園が続出しています。

回答

1で回答しましたように、日本共産党は、教育費無償化の対象として「入学金、施設設備費」を考えています。入学金制度は、国の負担でなくすることと提案しています。高額の入学金を入学しなくても返金しないということはあまりに不合理です。

2025年7月1日

日本共産党大阪府委員会

2025年6月25日

立憲民主党

常より私も立憲民主党の活動にご協力とご理解をいただいておりますこと、心底より感謝いたします。

また、アンケートをお寄せくださいましたこと、ありがとうございます。

ご指示のございました五つの設問について回答をいたしましたので、ご確認くださいさようよろしくお願いいたします。

なお、そのものズバリの回答となっていないところもあるかと思えます。この点をご容赦をくださいませ。

1. 授業料無償化についての所得制限撤廃
家庭の所得によって教育を受けることへの差があってはならない。等しく教育を受けられるようにすることは、国家がなすべき第一のこと。
2. キャップ制についての是非
公立には公立の、私立には私立の経営の仕方がある。私立は公立に比べ、よりオリジナリティを強調して生徒募集ができるという自由性がある。この差を埋めるものとしてのキャップ制は、ある程度理解できる。
3. 私学は私学である以上、みずからの運営、経営に責任を持ってもらわなければならない。この点は私企業の経営と同じで、自己責任だと考えている。ただし、経営上の不安定さは児童、生徒の今と将来に大きな影響を与えかねない。経営内容を精査の上、学ばず生徒、児童のためにある程度の助成費増額は考えるべき。
4. パーヘッド配分方式について
3の回答と同様、再考が必要。
5. 入学金補助について
学校運営を助けるという意ではなく、等しく教育を受けられるようにするという意味で、入学金補助はあられなければならないと考える。

大阪私学教職員組合幼小中高専門学校部

ご担当者様

第 27 回参議院議員選挙にあたっての公開質問状に対する回答

れいわ新選組 政策審議会事務局

1. 私立高校（全日制・定時制・通信制）の授業料無償化について、所得制限をなくし、すべての生徒の授業料無償化を求めています。所得制限撤廃についてのお考えをかきかしてください。

（回答）

就学支援金における所得制限は、行うべきではありません。

民主党政権時代の 2010 年度から導入された就学支援金は、当初、所得制限はつけられていなかったのですが、政権復帰した自民・公明両党は、2014 年度から所得制限を導入しました。2025 年度から所得制限が撤廃されましたが、再び所得制限がつけられるようなことがないようにすべきです。

2. 大阪では、私立高校の授業料無償化の一方で、「キャップ制」として 63 万円を超える分を学校法人の負担としています。「キャップ制」についてのお考えをおきかしてください。

（回答）

キャップ制とは、府が支援する授業料補助金（年間 63 万円）と授業料との差額について、私学側が負担する制度だと理解しています。

キャップ制については、反対です。なぜなら、どのような授業を行うかは、私学における建学の精神を具現化するもの、私学各校のアイデンティティに関わり、その授業に係る補助金を 63 万円に限定するのは、行政による私学の自主性・独自性への介入だからです。また、差額を私学が負担するとなると、私学の学校経営を圧迫されることになり、私立学校振興助成法の精神にも反するからです。

3. 私学の経常費助成について、文科省の予算は 5 万 9 千円のままです。

私学への経常費助成についてのお考えをお聞かせください。

（回答）

私学の経常費助成について、国庫補助（文科省予算）の 5 万 9 千円は低すぎます。もっと上げるべきです。

私立学校振興助成法 1 条には、「この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資するこ

とを目的とする」として、私学に在学する者の修学上の経済的負担の軽減することが目的の中に記されています。経常費助成についての文科省予算を上げることは、その法の目的にかいません。

また、同法が可決される際の附帯決議には「私立大学に対する国の補助は二分の一以内となっているが、できるだけ速やかに二分の一とするよう努めること」との文言が盛り込まれました。

<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/disppdf?minId=107515077X01819750701>

その趣旨は、私立大学のみならず、私立学校一般に及ぼすべきであると考えます。

4. 大阪の経常費補助金の配分基準は、生徒数頭割りのパーヘッド方式です。

パーヘッド方式についてのお考えをお聞かせください。

(回答)

パーヘッド方式とは、私学への経常費補助金の配分方式について、生徒単価均等方式とすることだと理解しています。

パーヘッド方式による経常費補助金の配分には、反対です。なぜなら、生徒の頭数によって配分することとしたため、少人数学級を実施したり、授業料を低く抑えてきた魅力ある小規模校への助成が大幅に減らされることになってしまったからです。また、パーヘッド方式により学校の大規模化に拍車がかかり、教職員たちが生徒獲得競争に汲々とせざるを得ない異常な事態を生じさせているからです。

私学への経常費補助金の配分方式は、以前のように、生徒数や教員数、授業料、人件費などの教育条件を加味した傾斜配分方式に戻すべきです。

5. 大阪では、入学金の補助制度がありません。入学金を値上げした学園が続出しています。入学金補助についての考えをお聞かせください。

(回答)

私学の入学金は、全国平均で約 16 万円であり、決して安くはありません。神奈川県や埼玉県など、入学金の補助制度を設けている自治体も存在しています。大阪府でも入学金補助を行うべきです。

以上